

大阪府地方港湾審議会条例

昭和49年3月31日 大阪府条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第2項の規定に基づき国際拠点港湾及び重要港湾に関する重要事項を調査審議させるための地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の名称、組織及び運営に関する事項を定め、併せて審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会は、大阪府地方港湾審議会という。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 港湾関係者
- 三 府議会議員
- 四 関係市町長
- 五 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第3条第2項第4号及び第5号に掲げる者のうちから任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第9条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額9,800円とし、幹事の報酬の額は、日額6,200円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第11条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則（平成20年条例第55号）
この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第76号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第98号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参 考

港湾法

（地方港湾審議会）

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長（当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会）の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。